

建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）について

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改正理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）による都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の改正により、用途地域の一類型として田園住居地域が創設されたことに伴い、建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号。以下「施行条例」という。）の一部を改正します。

2 改正内容

法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限の対象となる区域等については、地方公共団体の条例で指定することとされており、千葉県では施行条例で用途地域ごとに対象区域等を指定しています。

田園住居地域についても農業と調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する必要があることから、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域と同じ制限となるよう指定を追加するものです。

3 施行期日

平成30年4月1日（改正法の施行日）